

下水道ストックマネジメント基本計画の策定

～下水道施設の計画的な改築・維持管理を行っていくために～

はじめに

平成 20 年度に「下水道長寿命化支援制度」が創設されました。平成 25 年度以降の交付金を活用した改築にあたっては、「長寿命化計画」に位置付けられていることが条件とされ、下水道施設の劣化が問題となっていた下水道の歴史が古い市町では、「長寿命化計画」を策定し、改築を実施してきました。しかし策定された計画の多くは、下水道施設全体を捉えての計画ではなく、個々の施設ごとの老朽化の状況に応じて順次改築を実施する長寿命化計画となっていました。

改築事業量がそれほど多くない時は、結果的に一定の予算制約の範囲内で改築事業の実施が可能であったとしても、老朽化施設が拡大していった場合でも同じような対応が可能なのでしょうか？

今後ますます人口が減少し、使用料収入も減少すると推測され、下水道施設の改築にあてがう予算はますます厳しくなると考えます。そのため 投資可能な予算制約のもと、増大する改築需要に対応すべく、下水道施設全体の管理を最適化するストックマネジメント手法の導入が必要かつ重要 となってきます。

このような背景から、「下水道長寿命化支援制度」に変わり「下水道ストックマネジメント支援制度」が平成 28 年度より創設されました。今後、交付金を活用した改築にあたっては、「ストックマネジメント基本計画」が策定されており、同計画に基づいていることが条件 となります。

改築事業の変遷

■長寿命化支援制度以前（～H19）

- 「小分類」施設以上の規模に係る施設であること、かつ法定耐用年数を経過していることが補助対象条件
- × 「小分類」施設未満の規模に係る施設の改築は補助対象外

■長寿命化支援制度以降（H20～H27）

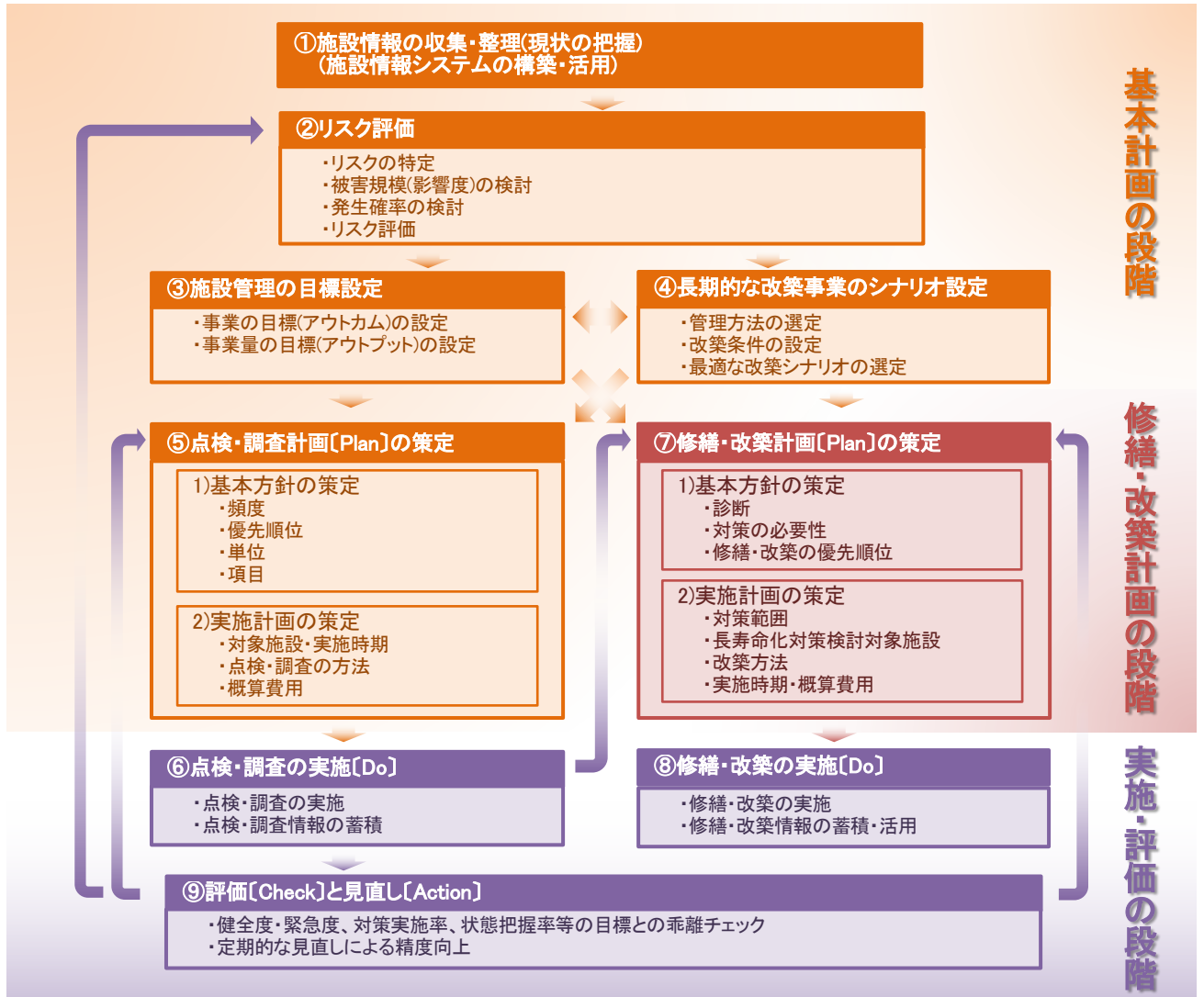
- 事故や機能停止の未然防止、ライフサイクルコストの最小化の観点で踏まえた「長寿命化計画」の策定が必須
- 「小分類」施設未満の規模に係る施設の改築においても補助対象
- 施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査も補助対象
- × 平成 23 年度に「下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き（案）」、平成 25 年度に「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）」が示されたが、施設全体を最適化するストックマネジメントの考え方が浸透するに至らず

■ストックマネジメント支援制度（H28～）

- 平成 27 年度の改正下水道法においては、維持修繕基準を創設するとともに、事業計画について、維持・修繕及び改築に関する内容を含めたものへと拡充
- これを踏まえ、予算制約のもと、増大する改築事業に対応すべく、施設全体の管理を最適化するストックマネジメントを推進
- 交付金を活用した改築にあたっては「ストックマネジメント基本計画」の策定が必須

ストックマネジメントの実施フロー

ストックマネジメントは、基本計画の策定、修繕・改築計画の策定とマネジメントの実施・評価から構成されます。



下水道アセットマネジメントシステム

当社では、下水道台帳管理からストック、資産まで管理する下水道アセットマネジメントシステムを開発しています。

下水道台帳の電子化が未着手の自治体様、現在使用している台帳システムに不具合を感じており、システムの乗り換えを考えている自治体様、当社のシステムを是非、ご一考ください。

